

高齢者福祉制度一覧

対象年齢	施設・制度名 問い合わせ	内 容
60歳以上	老人クラブ 高齢者福祉課 みどりクラブ連合会 ☎724・2141 ☎725・4613	地域の高齢者が老後の生活を健康で豊かなものとするために自主的に組織し、社会奉仕活動、友愛活動、健康増進活動、教養活動等を行っています。
	高齢者福祉センター ふれあい桜館（小山田）☎797・2971 ふれあいもみじ館（金森）☎796・1020 ふれあいいちょう館（鶴川）☎735・5020 ふれあいくぬぎ館（木曽山崎）☎793・6331 ふれあいけやき館（堺）☎770・6234 ふれあいもっこく館（健康福祉会館内）☎724・5076	入浴や娯楽等の設備があり、高齢者同士の交流や趣味活動等ができます。 いきいきたいむ=高齢者福祉センターで行う自由参加のデイサービスです。センター利用者はどなたでも無料で参加できます。 なお9月19日(祝)までの午前9時～午後4時の間、左記の各館で施設開放を行います。ご家族おそろいでおいで下さい。
	(社)町田市シルバー人材センター ☎723・2147	働く意欲を持った元気な方を構成員とし、一般家庭、官公庁などから仕事を請け負い、会員の希望にそった仕事を提供する団体です。
	授産センター ☎793・2305	一般の職場で働くことが困難な高齢者の方に働く場と仕事を提供しています。
	高齢者就業相談 東京都町田高齢者就業相談所 ☎725・6271	おおむね55歳以上の方のための就業相談とあっせんを行っています。
	ゲートボールの普及 高齢者福祉課 ☎724・2141 ゲートボール協会 ☎722・2253	ゲートボールは仲間づくり、健康づくりに最適なスポーツです。用具の貸与、指導を行っています。
	町田市薬師台高齢者生活訓練施設 高齢者福祉課 ☎724・2146	介護保険施設を退所した後、一定期間、生活訓練の場を提供することで、自宅で独立して生活することに不安がある方を支援する施設です。
	成年後見制度利用支援 福祉総務課 ☎724・2537	成年後見制度の利用方法、手続きの援助、弁護士等の支援団体との調整など、個別の相談を受けます(20歳以上)。
	介護予防・生活支援型サービス 高齢者福祉課 ☎724・2146	60歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) 食の自立支援サービス=栄養バランスのとれた食事を配食し、併せて安否確認を行います。 緊急通報・火災安全システムサービス=緊急時に消防署へ自動通報するシステムです。他に、火災警報器・自動消火器・電磁調理器の単品給付あり 寝具乾燥サービス=寝具の清潔保持のために乾燥及び丸洗いを行います。 併かい高齢者家族支援サービス=PHS回線の利用による併かい高齢者の早期発見システム 住宅設備改修=要介護度をお持ちの方への浴槽、流し洗面台、便器等の助成。 住宅改修指導事業=住宅改修に関して専門家が相談、助言を行います。
	市内各在宅介護支援センター(下記及び右記参照)	
65歳以上	介護予防・生活支援型サービス 高齢者福祉課 ☎724・2146	65歳以上で「自立」と判定された方及び60歳から64歳までの特定疾病以外の要援助者
	地域型在宅介護支援センター あいはら ☎770・2552 小山 ☎797・6274 小山田 ☎797・8032 ふくいん(野津田) ☎734・1141 しんこうじ ☎735・1806 薬師台 ☎736・6907 能ヶ谷 ☎737・7292 木曽山崎 ☎792・1105 本町田 ☎729・0747 (右表上へ)	ホームヘルプサービス=軽度家事援助、外出援助 訪問指導=看護師などが訪問し、健康相談や尿失禁予防などの相談を行います。 デイサービス=通所による介護予防プログラム等をデイサービスセンター等で実施します。 デイ錠湯=5か所の公衆浴場でデイサービスを実施します。 住宅改修予防給付=転倒予防等のため、手すり、段差解消等を助成します。 (右表上へ)

高齢者が地域や家庭で安心して暮らすために

市では、「町田市高齢社会総合計画」に基づき、在宅の保健・福祉サービスの充実など様々な施策を実施してきました。
ここでは敬老の日を前に、市が行っている年齢に応じた各種の制度をご案内します。

問 高齢者福祉課 ☎724・2141

対象年齢	施設・制度名 問い合わせ	内 容
65歳以上	(左表下より) 玉川学園 ☎710・3378 森野 ☎728・9215 原町田 ☎726・9753 成瀬 ☎720・0348 合掌苑(金森) ☎796・0899 鶴間 ☎796・2789 南町田 ☎796・1288 基幹型在宅介護支援センター 高齢者福祉課 基幹型 ☎724・2140 第二基幹型 社会福祉協議会 ☎710・2404	(左表下より) 日常生活用具給付=購入は歩行支援用具等5種目。上限額10万円。また、電動ベット、車いす等の貸し出しを行います。 短期入所サービス=要介護者の一時的な入所 訪問入浴サービス=月4回程度入浴車で入浴介助を行います 65歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) 紙おむつ支給事業=在宅で生活する要介護度4・5の方で、住民税非課税世帯に属する方に紙おむつ(尿とりパッドを含む)を支給します。
	高齢者福祉電話 高齢者福祉課 ☎724・2140	一人暮らしの方及び高齢者世帯で近隣に身内のいない方に電話をお貸しして、通話料を一部補助します。
	福老人医療費助成制度 高齢者福祉課 ☎724・2144	市内に住所のある昭和12年6月30日までに生まれた69歳以下の方に医療費の一部を助成します(所得制限があります。また、医療保険の被保険者本人は除きます)。
	高齢者特殊眼鏡等の購入費の一部助成 高齢者医療課 ☎724・2144	65歳以上の方で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を受け、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられなかった方に特殊眼鏡等の購入費の一部を補助します。(所得制限があります。)
	調髪利用券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	老齢福祉年金受給権者および65歳以上の生活保護受給者、特別養護老人ホーム入所者、介護保険要介護度が4・5度の在宅の方に、調髪利用券を差し上げています。
	民間賃貸住宅のあっせん・保証人 高齢者福祉課 ☎724・2146	民間賃貸住宅に住んでいて、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に対して市内の民間賃貸住宅をあっせんします。あっせんを受けた方に2親等以内の親族及び保証人がいない場合、市が保証人になります。
	高齢者住宅(シルバーピア) 高齢者福祉課 ☎724・2141	高齢者に配慮された構造と設備を備えた集合住宅を一定の要件を満たす高齢者に提供しています(同居の一方が60歳以上でも可)。
	入浴券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	一人暮らしの方と高齢者世帯(世帯全員が65歳以上)の方で風呂のない方等に、月10枚の入浴券を差し上げています。
	75歳以上	75歳以上(経過措置として昭和7年9月30日以前に生まれた方を含む)で医療保険に加入している方は所得により1割または2割負担で受診できます。また、65歳以上で障がいのある方は該当する場合があります。補装具なども助成しています。入院時の一部負担金と食事代が減額される制度や高額医療費支給制度もあります。なお、70歳以上で昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳になるまで加入している医療保険から高齢受給者証が交付されます。
	長寿祝金 高齢者福祉課 ☎724・2141	88歳、99歳、100歳以上の方に、9月に民生委員を通じてお贈りします。

実施要領概要

1. 選定の趣旨

市では、本庁舎の耐震性の問題の解決をはじめ、分散庁舎の解消、市民協働への対応といった課題に対処するため、これまで長い間、行政、議会、さらには市民と学識経験者が参画する検討の場を設けて議論を重ねてきました。

このような経緯から、設計者の選定にあたっては、新庁舎建設の「基本構想」「基本計画」を十分理解し、その方向性に沿った設計を行うことのできる設計者、また、設計の過程において、市民や行政、議会と一緒に多面的に練り上げる能力のある設計者を選ぶことが重要だと考えています。

このことをふまえ、町田市新庁舎の設計を委ねるにふさわしい、適性を備えた設計者を選定するため、本要領により設計者選定を実施します。

表1

審査段階	審査の方法	選定数
第1次審査	実績・取組体制・基本的な考え方などの評価 資料により評価	応募者 10者程度
第2次審査	簡易提案書による提案を評価	10者程度 3者
第3次審査	作品現地審査及び簡易提案書のプレゼンテーション・ヒアリングにより評価	3者 1者

第2次審査では、入選者選び、その中から第3次審査に進む3者を選定します。

第3次審査では、最優秀者、優秀者、準優秀者(各1者)を選定します。

2. 選定方式

設計者選定は、「資質(適性)評価型簡易提案方式」で行います。

資質(適性)評価とは、応募者が「基本構想」「基本計画」をどう理解し、どう設計に反映しようとしているのか、また設計実績を町田市新庁舎でどのように活かそうとしているのか等について、文章と概念図等、あるいは作品現地審査などで評価するものです。

また簡易提案とは、応募者の負担軽減をはかり、設計案でなく人を選ぶというプロポーザル本来の趣旨を重視したものです。

なお、選定の概略は表1のとおりです。

3. 選定スケジュール

選定スケジュールは表2のとおりです。

表2

第1次審査	2005年11月2日
第2次審査	12月17日
第3次審査(作品現地審査)	2006年1月6日～11日
第3次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	1月21日
最終審査結果発表	1月22日

第3次審査のプレゼンテーション・ヒアリングについては、一般公開を予定しています。傍聴の申し込み方法等につきましては、後日改めて、本紙及び町田市ホームページでお知らせします。

各段階の審査結果は町田市ホームページでお知らせします。また、最終審査結果については、後日、本紙にも掲載します。

市では、「町田市新庁舎建設基本計画」に基づき、新庁舎の設計者を選定するため、本年7月に学識経験者等で構成する「町田新庁舎建設設計者選定委員会」を設置し、選定方式や応募資格・審査方法等について検討してきました。このほど、これまでの検討をふまえて、「町田市新庁舎建設設計者選定実施要領」を作成し、設計者の募集を開始することとなりました。ここでは、選定の趣旨と方式、スケジュールについてお知らせします。

実施要領の全文は、町田市ホームページ(「http://www.city.machida.tokyo.jp/」)「市政情報」「新庁舎建設設計者選定委員会」に掲載しています。応募される方は、必ずご覧下さい。

設計者募集開始のお知らせ

新
庁
舎
建
設